

(6) 対象取組

<GHG 削減貢献>

本ガイドラインにおける GHG 排出量の算定は、収穫量等の基本情報や、農薬や肥料等の生産資材の使用量、エネルギー使用量等のデータに加え、地域の GHG 排出量を削減に貢献する技術（低減技術）として以下の取組を考慮して算定します。今後、科学的知見の蓄積を踏まえて追加を検討します。

農業全般：堆肥施用（連用による土壌炭素貯留効果）、バイオ炭の農地施用（土壌炭素貯留効果）、残渣のすきこみ（土壌炭素貯留効果）、緑肥施用（土壌炭素貯留効果）

米：中干し期間延長・間断灌漑（水田からのメタン排出量の削減）、秋耕（水田からのメタン排出量の削減）

茶：硝化抑制剤³入り化学肥料（窒素肥料由来一酸化二窒素排出量の削減）

なお、GHG 削減に係る定量的かつ科学的な証拠が不十分な低減技術については、推奨する技術としつつ、日本国温室効果ガスインベントリ報告書や J-クレジット制度の方法論へ反映される、査読論文や国際的な刊行物により GHG の削減に寄与すると客観的に認められる等の科学的な証拠が得られるまで、簡易算定シートへの追加は行いません。

<生物多様性保全>

考慮可能な取組は以下のとおりです。今後、科学的知見の蓄積を踏まえて追加を検討します。

米：化学農薬・化学肥料の低減、冬期湛水、中干し延期または中止、江や深溝等の設置、魚の保護、畦畔管理

2. 環境負荷低減の取組の評価と等級ラベル表示にかかる原則

(1) GHG 排出量算定の基礎及び本ガイドラインにおける原則

① GHG 排出量評価の方法（簡易算定シートの考え方と算定方法等）

農産物の温室効果ガス簡易算定シート（簡易算定シート）は、農業者等が生産に係る GHG 排出量や削減貢献率を簡易に算定するためのエクセルを利用したツールであり、農林水産省に利用者登録することで、誰でも利用することができます。

簡易算定シートでは、電力・燃料や資材の使用量、すなわち「活動量」と IDEA⁴を始めとしたデータベースや実際の削減データに基づいた「温室効果ガス排出原単位」を掛け合わせることで GHG 排出量を算定します。算定では二酸化炭素のみならず、肥料に含まれる窒素成分が土壌中で変化して生成する一酸化二窒素や、水田から排出されるメタン等も二酸化炭素換算値として加味されます。

算定手法については今後、科学的知見の蓄積、品目の拡大、操作性等を検証し、更新していきます。

³ 肥料成分の流亡を防ぐため、化成肥料と混合して、窒素成分の土壌中の硝酸化成を抑制する剤。

⁴ IDEA: IDEA は、産業技術総合研究所で開発された国内最大級のライフサイクルインベントリ（LCI）データベース。積み上げ法で作成されており、産業連関法で作成されたデータベースに比べ、物量ベース単位でより多くのデータ項目を有する。

【GHG 排出量の算定方法】

$$\begin{aligned} & \text{農家の活動量 (例: 肥料〇kg/10a 施用)} \times \text{原単位 (例: 肥料 1kg 当たり〇kgCO}_2\text{ 排出)} \\ & = \text{GHG 排出量 (例: 肥料施用により 10a 当たり〇kgCO}_2\text{ 排出)} \end{aligned}$$

②標準値の設定

標準値には、当該地域の慣行的な栽培における農薬や肥料の施用量といった個別の生産活動の活動量を意味する標準活動量（以下「標準活動量」という。）と、標準的な1農場における活動量から算出した GHG 排出量を一定の条件の下で積み上げた1年間の GHG 総排出量を意味する標準排出量（以下「標準排出量」という。）があります。

これら標準値は、データの代表性に配慮しつつ、統計値や、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づき都道府県が策定する慣行レベル、研究機関のデータ等を活用し、栽培地域の違いを反映しています。なお、標準値は、データの入手可能性に応じ、表2のとおり、全国農業ブロック別、東日本/西日本別、または全国一律の標準値として設定されています。

簡易算定シートを用いて各農場の GHG 排出量を求め、これと当該地域における標準排出量、すなわち地域の慣行的な栽培に基づく1年間の GHG 総排出量と比較して削減貢献率を算定することにより、自らの生産活動の環境負荷低減への貢献度を相対的に把握することができます。

なお、簡易算定シートの農薬、肥料などの項目には、地域の標準活動量が初期設定されており、使用量が不明な場合には当該地域の標準活動量を使用することができます。

表2 標準活動量地域分類

品目	標準活動量算定地域								
	北海道	東北	関東・東山	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄
米	北海道	東北	関東・東山	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄
トマト（露地）	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国
トマト（施設）	東日本	東日本	関東・東山	東日本	東日本	西日本	西日本	西日本	九州・沖縄
キュウリ（露地）	東日本	東日本	東日本	東日本	東日本	全国	全国	全国	全国
キュウリ（施設）	東日本	東日本	関東・東山	東日本	東日本	西日本	西日本	西日本	九州・沖縄
なす（露地）	東日本	東日本	関東・東山	東日本	東日本	西日本	西日本	西日本	西日本
なす（施設）	全国	全国	全国	全国	全国	西日本	西日本	西日本	西日本
ほうれんそう	東日本	東日本	関東・東山	東日本	東日本	全国	全国	全国	全国
白ネギ	東日本	東北	関東・東山	東日本	東日本	全国	全国	全国	全国
たまねぎ	北海道	東日本	東日本	東日本	東日本	西日本	西日本	西日本	九州・沖縄
はくさい	東日本	東日本	関東・東山	東日本	東日本	全国	全国	全国	全国
ばれいしょ	北海道	東日本	東日本	東日本	東日本	西日本	西日本	西日本	九州・沖縄
かんしょ	東日本	東日本	関東・東山	東日本	東日本	西日本	西日本	西日本	九州・沖縄
キャベツ	東日本	東日本	関東・東山	東日本	東日本	西日本	西日本	西日本	九州・沖縄
レタス	東日本	東日本	関東・東山	東日本	東日本	西日本	西日本	西日本	西日本
だいこん	東日本	東日本	関東・東山	東日本	東日本	西日本	西日本	西日本	西日本
にんじん	北海道	東日本	関東・東山	東日本	東日本	西日本	西日本	西日本	九州・沖縄
りんご	東日本	東北	関東・東山	東日本	東日本	全国	全国	全国	全国
みかん（露地）	東日本	東日本	東日本	東日本	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄
ぶどう（露地）	東日本	東北	関東・東山	東日本	東日本	西日本	西日本	西日本	西日本
日本なし	東日本	東日本	関東・東山	東日本	東日本	西日本	西日本	西日本	西日本
もも	東日本	東北	関東・東山	東日本	東日本	西日本	西日本	西日本	西日本
アスパラガス	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国
ミニトマト（施設）	東日本	東日本	東日本	東日本	東日本	西日本	西日本	西日本	九州・沖縄
みかん（施設）	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国
ぶどう（施設）	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国
いちご（施設）	東日本	東日本	関東・東山	東日本	東海	西日本	西日本	西日本	九州・沖縄
茶	全国	東日本	東日本	東日本	東海	近畿	西日本	西日本	九州・沖縄

③ 農業者等による外部に対するデータの信頼性・透明性確保の取組

本ガイドラインに基づく算定結果に対する消費者、流通事業者等からの信頼を確保するためには、算定結果及びその根拠となるデータに関する外部からの照会に対して、見える化を実施する者が、栽培管理記録等を基に算定結果について説明できるようにしておくことが重要です。ただし、栽培ノウハウ等、農業者等が秘匿している情報の開示を求めるものではありません。

④ GHG削減貢献とその他の環境保全機能の関係への留意

生産段階におけるGHG削減対策は、他の環境負荷とトレードオフの関係となる可能性があることに留意が必要です。

例えば、水田において、GHG削減のために中干し期間の延長を行ったことにより、当該地域の生物の保全に悪影響が起きる場合があります。このような場合、地域の生物相を踏まえ、

地域内でビオトープや江を設置することや、作期分散により中干し時期を分散するなど、トレードオフの解消のための対策を検討することが推奨されます。

(2) 生物多様性保全の取組評価の基礎及び本ガイドラインにおける原則

①生物多様性保全の取組の実施

生物多様性保全の取組については、実施区域における生物の生息状況や環境条件等を考慮し、適切な手法を検討してください。

その際、地域内で保全対象としている生物種がある場合は当該生物種の特性を考慮してください。また、生産活動を実施する地域において、市町村等が作成した地域の環境保全に関する計画がある場合は当該計画に沿ったものとなるよう留意をお願いします。

②取組評価の考え方

本ガイドラインでは、農産物の生産段階における生物多様性保全の取組として、一定の効果が検証されているものを評価の対象としています。しかし、生物多様性は様々な環境の作用を受ける上、現時点では、生物多様性の保全効果は、GHG 算定のように統一的に定量評価する手法が確立されておらず、標準値を設定することも困難です。また、各取組は、実施する区域の環境や生息する生物種等によってその効果が異なる場合も考えられます。

こうした生物多様性に係る特性を考慮し、本ガイドラインでは、当該農産物の生産ほ場当たりの対象取組を実施した数を基本として評価します。

③透明性

消費者、流通事業者等からの信頼を確保するため、農業者等が、実施した取組について適切に記録し、説明できるようにしておくことが重要です。ただし、栽培ノウハウ等、農業者等が秘匿している情報の開示を求めるものではありません。

④保全効果の確認（生物調査）

生物多様性保全のためには、取組の実施区域における生物の生息状況や環境条件等を把握することが重要です。また、取組を行った際の保全効果は、こうした生物の生息状況や環境条件等に左右される場合があります。

そのため、農業者等が自ら実施区域の生物の生息状況を確認することが推奨されます。こうした確認は、より効果的な取組に繋げることや、環境負荷低減の見える化に対する消費者、流通事業者等の信頼確保に有効です。

(3) 本ガイドラインにおける等級ラベル表示の原則

①ラベル表示の概要

農産物の環境負荷低減の等級ラベル表示の運用は、取組の裾野を広げる観点から、第三者による判定や検証を必要としない自己宣言表示としています。

自己宣言による環境主張は、ISO14021 タイプⅡ環境ラベル表示としてルール化されてお

り、環境省が発行した「環境表示ガイドライン」に要件が整理されています。

また、GHG 算定にあたって使用する簡易算定シートは、日本国温室効果ガスインベントリ報告書や IDEA 等の信頼性の高い算定式・データを用いて作成しています。

②加工食品への等級ラベル表示の利用

本ガイドラインに基づく等級ラベルは、評価対象の農産物を生鮮食品として販売する場合にも、農産物を原材料として加工食品を製造した場合にも利用できることとしています。加工食品に等級ラベルを表示する場合には、生産段階より後の段階、すなわち加工・流通、消費及び廃棄・リサイクルの段階においても GHG 排出等の環境負荷が生じていることに留意し、ラベル表示の評価対象範囲が農産物の生産段階に限定されていることを消費者に誤解なく伝える必要があります。

③等級ラベル表示の特性と留意点

本ガイドラインに基づく等級ラベル表示は、環境側面のうち気候変動と生物多様性のみを考慮したものであり、総合的な環境優位性を示したものではありません。

また、等級ラベル表示は厳密な製品間の比較のためではなく、農業者等の環境負荷低減の努力を消費者にわかりやすく伝達するためのものです。

GHG 削減貢献の等級ラベル表示については、2 (1) ②に示すように、地域内の慣行的な栽培と比較した自らの生産活動による GHG 排出量の相対値（全国農業ブロック別、東日本／西日本別または全国一律の標準排出量に対する割合）として評価するものであり、当該生産活動が地域の排出削減にどれだけ貢献したか（削減貢献量）の度合いを等級で示すものです。等級ラベル表示とカーボン・クレジットの関係について、専門家でも意見が分かれており議論が収れんされていないことから、今後の議論の動向を踏まえた整理が必要です。

図1 見える化フローチャート



3. 環境負荷低減の取組の評価と等級ラベル表示の手順

本章に記載の手順を進めるにあたってわかりやすいよう、手順の概要を図1（見える化フローチャート）にまとめました。併せて活用してください。

(1) GHG排出削減の取組評価

①データ取得

簡易算定シートへの入力の前に、農業日誌等を確認して、入力に必要な情報（表3参照）を準備・記録してください。算定に用いるデータは原則として、前作の収穫終了後から当該作の収穫終了までの1年間の生産過程等における栽培データとします。直近1年間のデータを準備することが望ましいですが、営農方法に大きな変更がないという条件のもと、期間を明示することで、過去のデータや数年分のデータの平均値等を使用することもできます。

また、外部に委託している作業があれば（例：米の調整管理、茶の荒茶加工）、受託業者にその作業で生じる環境負荷データ（例：化石燃料使用量）を確認して、できるだけ簡易算定シートに入力しましょう。この際に確認書類（口頭での確認であれば、メモ等で構いません。）をきちんと保管しましょう。

取得するデータは以下のとおりです。

表3 取得するデータの種類

基本情報	
農産物	米（露地）、きゅうり（露地または施設）、トマト（露地または施設）、なす（露地または施設）、ミニトマト（施設）、いちご（施設）、ほうれんそう（露地）、白ねぎ（露地）、たまねぎ（露地）、はくさい（露地）、ばれいしょ（露地）、かんしょ（露地）、キャベツ（露地）、レタス（露地）、だいこん（露地）、にんじん（露地）、茶（露地）、もも（露地）、りんご（露地）、みかん（露地または施設）、ぶどう（露地または施設）、日本なし（露地）、アスパラガス（露地）から選択。
栽培都道府県	栽培した都道府県を選択。
栽培面積	対象作物の栽培面積を入力（単位：アール（a））。
収穫量（年間）	対象作物の1年間の収穫量を入力（単位：kg）。
農産物残さの取扱い	
作物残さの取扱い	対象作物の残さの取扱いについて、すきこみ、焼却、その他有効利用（飼料化等）から選択。
水田の湛水方式／秋耕の実施（農産物が米の場合のみ）	
湛水方式	間断灌漑、常時湛水から選択。

中干し期間の延長	間断灌漑の場合、中干し期間の延長の有無を選択（あり・なし）。 ⁵
秋耕の取組	秋耕の実施有無を選択（あり・なし）。
土壌への炭素貯留の取組	
バイオ炭の施用	土壌へのバイオ炭の施用の有無を選択（あり・なし）。
バイオ炭の種類	バイオ炭の種類を白炭、黒炭、竹炭、粉炭、オガ炭、家畜糞尿由来（熱分解、ガス化）、木材由来（熱分解、ガス化）、草本由来（熱分解、ガス化）、もみ殻・稲わら由来（熱分解、ガス化）、木の実由来（熱分解、ガス化）、製紙汚泥・下水汚泥由来（熱分解、ガス化）から選択。
バイオ炭施用量	1年間のバイオ炭の施用量を入力（単位：kg/10a）。
緑肥の使用	緑肥の種類をトウモロコシ、ソルゴー、エンバク、ライムギ、その他ムギ、シロカラシ、キカラシ、レンゲ、ダイズ、クローバ、ルーピン、果樹園の草生栽培、その他から選択。
農薬使用量	
殺虫剤	1年間に対象作物に使用した殺虫剤、殺菌剤、その他農薬（殺虫殺菌剤等）、除草剤について、10a当たりの使用量（kg）または使用金額（円） ⁶ を入力。液体・固体・粉体などの性状の違いに依らず、10a当たりの使用量もしくは使用量に対応した購入金額を入力。
殺菌剤	
その他農薬（殺虫殺菌剤等）	
除草剤	
肥料使用量	
窒素肥料（N成分量）	化学肥料については、1年間に対象作物に使用した窒素（N成分量）、リン（P ₂ O ₅ 成分量）、カリ（K ₂ O成分量）の10a当たりの使用量（kg）を入力。堆肥（その他有機質肥料含む）については、10a当たりの使用量（kg）を入力。
リン肥料（P ₂ O ₅ 成分量）	
カリ肥料（K ₂ O成分量）	
堆肥（その他有機質肥料含む）	
プラスチック資材	
農業用塩化ビニルフィルム	1年間に対象作物に使用した農業用塩化ビニルフィルム、その他プラスチック類について、10a当たりの使用量（kg）または使用金額（円） ⁶ を入力。プラスチック資材が数年にわたって使用される場合、耐用年数を考慮して、1年当たりの使用量（＝廃棄量）を推計する必要がある。
その他プラスチック類	

⁵ 慣行の日数に対し7日間以上延長した場合に「中干し」延長とみなす。

⁶ 「使用量」及び「使用金額」の両方の数値が手元にある場合には、誤差の小さい「使用量」を入力しましょう。

化石燃料・電力使用量	
ガソリン	1年間に対象作物の栽培のために使用したガソリン、軽油、灯油、A重油、LPG、都市ガス、系統電力について、10a当たりの使用量(L、m ³ 、kWh) または使用金額(円) ⁶ を入力 ⁷ 。
軽油	
灯油	
A重油	
LPG(液化石油ガス)	
都市ガス	
系統電力	

表3 簡易算定シートにおける用語の説明

用語	説明
中干し	水稻の栽培期間中、出穂前に一度水田の水を抜いて田面を乾かすことで、過剰な分げつを防止し、成長を制御する作業をいう。
間断灌漑	田植え後中干しまでは連続湛水で管理したうえで、6月中旬頃に約1週間程度中干しを実施し、7月以降、2~3日周期で湛水と落水を繰り返す水管理をいう。(中干しの時期・日数や湛水・落水の時期・周期については地域間差があり、概ね地域の栽培暦にしたがって水管理を実施していればこれに限らない。)
秋耕	稲わらの秋すき込みのことをいう。代かき直前ではなく、米の収穫後秋のうちに稲わらをすき込み、酸素が供給される条件下で土壌中の稲わら分解を進めること。
バイオ炭	燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350°C超の温度でバイオマスを加熱して作られる固形物。
すきこみ	作物残渣を圃場にすきこむこと。
緑肥(カバークロップ)	栽培している作物を収穫せずにそのまま田畑にすき込み次に栽培する作物の肥料にすること、またはそのために栽培する作物のこと。
草生栽培	樹園地にカバークロップを生育させ地表面を管理すること。

②簡易算定シートの取得

農林水産省の Web サイト⁸から温室効果ガス簡易算定シートの利用者登録を行い、農林水

⁷ 施設栽培においては、ハウス暖房で使用する燃料・電力による GHG 排出量の割合が大きいことが予想されるので、入力値の転記ミスや用途の不一致がないか確認の上、入力してください。

⁸ 温室効果ガス簡易算定シートの利用者登録(農林水産省)

https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/kanbo/b_kankyo/santeiapply.html

産省で開発した「農産物の温室効果ガス簡易算定シート」を取得してください。簡易算定シートの利用は無料です。

③簡易算定シートへのデータ入力

各項目の入力方法等の詳細は、「[農産物の温室効果ガス簡易算定シート簡易操作マニュアル](#)」を参照ください。入力する数値の単位が正しいか十分に注意してください。

また、過去の栽培データと比較する場合は、当該作のデータを入力したファイルとは別のファイルに過去のデータを入力し、当該作の計算結果と比較してください。

④GHG排出量削減貢献率の算定

農業者等が対象農産物について算定した GHG 排出量と標準排出量を比較し、削減貢献率を求めます。品目が複数ある場合、GHG 排出量は品目ごとに算出する必要があります。算定は以下の式により、簡易算定シートに必要項目を入力することで自動的に行うことができます。

$$\text{地域慣行と比較した削減貢献率(\%)} = \left\{ 1 - \frac{\text{(対象とする農産物の排出量)}}{\text{(当該地域・品目の標準排出量)}} \right\} \times 100$$

算定にあたっては、以下の点に注意してください。

- ・入力ミスがないか確認してください。
- ・入力を行う簡易算定シートの対象品目と算定対象の品目が同一であるか確認してください（例：トマト（露地）の算定を行いたいにも関わらず、トマト（施設）の簡易算定シート上にデータを入力していないか）。

⑤算定結果の分析

簡易算定シートの算定結果から、単位面積（10a）当たり及び単位収穫量（10kg）当たりの排出量を把握し、自らの現状を分析できます。

例えば、化学肥料の使用量低減や省エネなどの効果の定量化、GHG の排出量が特に多い工程の特定、土壌への炭素貯留の効果の把握等が可能です。

具体的には以下のような分析を行い、消費者へのアピールや自らの生産活動に活かすことができます。

- ・自らの生産活動による GHG の排出量を把握する。
- ・地域内の慣行的な栽培と比較した自らの生産活動による GHG 排出量の相対値を把握する。
- ・地域内の標準値と比較し、自らが今後取り入れることで、効果が見込まれる低減技術を把握する。
- ・地域内の標準値と比較し、使用量を低減することが可能な資材等を把握する。
- ・過去の自らの算出結果と比較して、経年変化を把握する。また、その要因を把握する。

なお、算定結果は一定の仮定の下に算定された値であること、ライフサイクルのうち農産物の生産段階に限った排出量であり、ライフサイクル全体を包含するものではないことに留意する必要があります。

⑥等級の確定

簡易算定シートにおいて、自らの経営における対象農産物生産に伴う温室効果ガス排出量と標準排出量から算定した削減貢献率を、下表の閾値と比較し、この削減貢献率が閾値より高い場合には等級を付与することができます。削減貢献率5%以上で星1つ、10%以上で星2つ、20%以上で星3つをGHG削減貢献の等級ラベルとして表示することができます。⁹

閾値	等級
5%未満	なし
5%以上 10%未満	★
10%以上 20%未満	★★
20%以上	★★★

⑦栽培管理計画等に基づく算定とその検証

本ガイドラインに基づく表示は、原則として、前作の収穫終了後から当該作の収穫終了までの1年間の生産過程等における栽培データを用いた算定結果を基に等級ラベル表示を行うこととしています。

しかし、実際の農産物生産においては、算定から表示までの手続きに一定の時間を要することから、収穫終了後に算定を行うと、当該の農産物の出荷までに等級ラベル表示が整わない場合も考えられます。そのため、次のように、栽培管理計画等に基づき、収穫終了前の情報で算定と表示を行うことを可能とします。

- (ア) まず、前作の最後の収穫の直後を起点とし、当該作の最後の収穫までを「生産過程等」として、確実に実施する見込みであるGHGの低減技術を設定する（バイオ炭〇kg/10a施用等）。
- (イ) その上で、従来の栽培管理履歴等を踏まえ、作期における栽培管理計画（農薬・肥料量等）や過去の平年値等を活用した予定収穫量を設定し、これらを用いた算定結果から等級を確定し、今作の農産物のラベル表示に用いる。
- (ウ) (イ)によりラベル表示をおこなった場合でも、本来は、栽培管理記録等の実績値を用いて算定することが望ましいため、最低限、収穫開始～収穫終了の間及び収穫終了後の2回、実績値を用いて算定し、(イ)で確定した等級から変わらないか確認することとする。(イ)のラベル表示に用いた削減貢献率と実績値を用いた削減貢献率の間に乖離があった場合には、乖離があった要因を分析し、翌年以降、実績値を踏まえて栽培管理計

⁹ 閾値については、GHG排出削減の貢献への難易度が品目によって異なることを踏まえ、今後、品目（群）に応じて閾値を調整することがあります。

画を見直し、計画と実績値に乖離が生じないように努める。

なお、算定に用いた入力データと結果の保管期間は3年間（詳しくは3（5）②参照）であること、また算定結果について説明できるようにしておくことが重要（3（6）②）であることに留意してください。

⑧地域の取組として認める範囲

環境負荷低減の取組を含む栽培基準を有する地域的なまとまりを持つ共同出荷グループ¹⁰の場合、次の3つの方法での算定も可能です。

（ア）基準順守方式

グループの構成員が栽培基準を順守していることを担保した上で、その栽培基準値を基に算定を行い、その結果をグループ全体の評価とすることができます。この場合、中干し期間の延長や秋耕など環境負荷低減に寄与する取組については、その実施の有無が重要となるため、グループ全体として実施方針を統一していただく必要があります。

（イ）サンプル抽出方式

構成員数や取組面積の規模に応じて代表性を担保する栽培データを基に算定を行い、その結果をグループ全体の評価とすることができます。この場合も、中干し期間の延長や秋耕など環境負荷低減に寄与する取組については、その実施の有無が重要となるため、グループ全体として実施方針を統一していただく必要があります。

（ウ）積上げ方式

グループ全構成員の個別の栽培記録を確認できる場合、それらの合算値から単位面積当たりの入力値を計算して簡易算定シートで評価することができます。その場合は、合算値の基となった個別の栽培記録等を保管しておく必要があります。

⑨複数の起源の製品をブレンドする場合の扱い

複数起源の製品のブレンドについては、単位収穫量（10kg）当たり GHG 排出量について、加重平均（図2）を認めますが、等級自体の加重平均はできません（10kgのCO₂を排出した製品と20kgのCO₂を排出した製品を等量ブレンドしたものは15kgのCO₂を排出した製品とみなすが、星3つと星1つの等量ブレンドで星2つとはしない）。

複数起源の製品を GHG 排出量の加重平均によりブレンドする場合、製品に単一の等級を付与することが可能なのは、ブレンドするすべての製品が標準排出量の同じ地域に由来する場合に限ります。

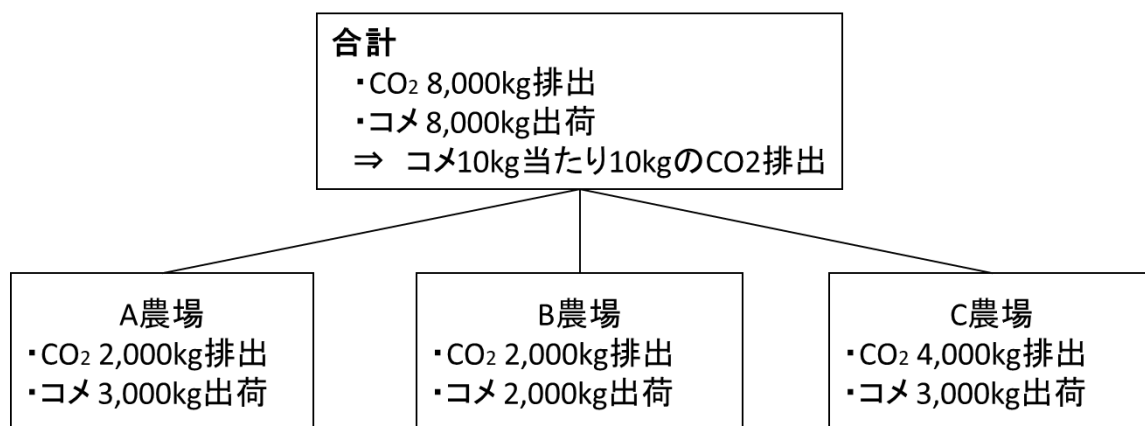
ブレンドするすべての製品について等級評価を行った上で、最も低い評価を表示することも可能です¹¹。この場合、各製品の由来が同一の標準排出量地域である必要はありません。

¹⁰ 複数の農業者により共同で農産物を出荷する集団（JAの生産部会など）

¹¹ 等級が付かないものが含まれる場合、等級ラベル表示を行うことはできません。

図2 ブレンド（排出量の加重平均）のイメージ

（以下の排出量等は仮想の数字であり、実際の算定結果とは一切関係ありません。）



（2）生物多様性保全の取組評価

①生物多様性の取組評価の考え方

生物多様性保全の効果は、温室効果ガス削減の取組と異なり、汎用的に定量評価する手法が確立していません。そのため、本ガイドラインにおける取組に対する評価は、農産物の生産ほ場における保全の取組の実施数に応じて評価することとします。また、生物多様性保全は環境負荷低減の見える化における温室効果ガス削減貢献の追加指標とし、温室効果ガス削減貢献と合わせて表示することとします。

②取組の実施と記録

地域における生物の生息状況や保全対象としている生物の特性、環境条件等を考慮し、適切な保全の取組を検討し、実施してください。

また、取組内容を適切に記録することが重要です。温室効果ガス簡易算定シートに含まれる入力シートに、各取組について必要な内容を入力してください。取組内容及び入力内容は、表4及び本ガイドライン第1部のとおりです。

表4 生物多様性保全の取組内容

取組名	取組内容	確認・記録事項
化学農薬・化学肥料低減・不使用の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・化学農薬（※）の成分使用回数、化学肥料の窒素分量を都道府県が定めた地域の慣行レベルから低減すること ※「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」で定める節減対象農薬 <p>【推奨事項】</p>	生産記録簿への記帳 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 化学農薬の使用日及び使用成分 ➤ 化学肥料の施用日及び投入窒素分量（肥料名・窒素成分割合・施用量等） ➤ 防除作業の実施日、実施内容

	<ul style="list-style-type: none"> ・有機質肥料の施用等により土づくりを行うこと ・特定の保全対象生物がある場合には、それへの影響に応じて農薬成分を削減すること 	
冬期湛水 (別名：ふゆみずたんぼ)	<ul style="list-style-type: none"> ・刈り取り後、栽培期間外に2か月以上湛水すること ・ほ場全体に水が溜まり、湿地状態または湛水状態であること <p>【推奨事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場全体が湛水状態であること ・湛水管理を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること ・有機質肥料を投入すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産記録簿への記帳 ➤ 湛水期間(湛水開始日、終了(排水)日) ➤ 湛水状態確認日 <p>【推奨事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真による記録をすること ➤ 湛水されている圃場の様子(湛水開始直後、湛水開始30日後)
中干し延期 または中止	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤゴ・オタマジャクシなどの水生生物の生育を妨げないよう、例えば、ヤゴの羽化、オタマジャクシの変態を確認した上で、中干しを実施するまたは中干しを行わないこと ・地域で設定されている中干し期間から遅らせることを基本とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産記録簿への記帳 ➤ 中干し開始日、終了日 ➤ 成長を確認した生物種と確認日 <p>【推奨事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真による記録をすること ➤ 成長(変態)をした生き物の様子 例)カエル(成体)・トンボ(成虫)、ヤゴが羽化した抜け殻(※)等 <p>※参考「鳥類に優しい水田がわかる生物多様性の調査・評価マニュアル」P25</p>
江の設置等 (江、深溝) による湛水 場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね幅20cm以上、深さ10cm以上、ほ場区画10aあたり長さ5m以上を目安とし、1辺の畦畔に沿って湛水が保たれている溝を設置すること ・ほ場と連結され生物が行き来できる状態であること ・中干し期間中、湛水すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産記録簿への記帳 江等の長さ、幅、深さ(大体の大きさが分かれば写真による記録で可) <p>【推奨事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真による記録をすること ➤ 中干し期間中に江等が湛水状

	<p>【推奨事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境直接支払交付金の地域特認等、地域で推奨される形状が設定されている場合は、それに従うこと ・通年での湛水 ・劣化しないよう作溝作業を実施すること 	態である様子
魚の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・水田と取水／排水路間に魚道等を設置すること、もしくは水田と取水／排水路の高低差が少ない土水路を設けていること ・魚類の生活史を考慮し設置すること ・魚道内または出入り口／土水路と水田の連結部分を板や泥、雑草等で塞がないこと ・魚道または土水路が破損していないこと、漏水させないこと ・水田排水時に適切な魚類の退避策を講じること <p>【推奨事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中干し前に作溝などにより魚が排水路へ流下しやすくすること 	<p>生産記録簿への記帳</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 魚道設置位置、構造／土水路と水田の連結部分の状態（写真による記録で可） ➤ 除草・泥上げ等の魚道または土水路の管理作業の実施日、実施内容
畦畔管理	<ul style="list-style-type: none"> ・1年を通じて対象の水田に接する畦畔へ除草剤を使用しないこと <p>【推奨事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根元（3cm以上）を残して高刈すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産記録簿への記帳 ➤ 畦畔の除草の実施日、実施範囲 <p>【推奨事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真による記録をすること ➤ 除草後の畦畔の様子

③等級の確定

各取組について、表5に基づき点数換算を行い、点数に応じて、1点を★1つ、2点を★2つ、3点以上を★3つとして等級を確定してください。

表5 生物多様性保全の取組の点数

対象取組	得点
化学農薬・化学肥料の不使用	2
化学農薬・化学肥料の5割以上10割未満低減	1

冬期湛水	1
中干し延期または中止	1
江の設置等	1
魚の保護	1
畦畔管理	1

④地域の取組として認める範囲

生物多様性の保全は、地域全体で取り組む方が効果が高いと考えられています。しかし、本ガイドラインでは、個々の農産物について環境負荷低減の表示を行うこととし、評価の対象は、当該農産物を生産するほ場における取組としています。

地域内で異なる評価の農産物を共同で出荷する場合は、評価の平均をとることはできません。対象農産物すべてについて生物多様性の評価を行った上で、それらのうち最も低い評価の表示を行うことは可能です（例：星3つと星1つの農産物をブレンドした場合、星1つとして表示）。

また、特定の地域内で、異なる生物多様性保全の取組を行いながら生産された農産物を共同で出荷する場合は、評価結果（等級）が同じであれば、当該評価結果を表示することが可能です（例：地域内で冬期湛水を行っているほ場と中干しの延期を行っているほ場がある場合、それぞれのほ場で生産された農産物の評価は星1つであり、それらの農産物をブレンドした製品に対して星1つの表示が可能）。

⑤複数の起源の製品をブレンドする場合の扱い

3（1）⑨に従い複数起源の製品をブレンドする場合は、地域内の共同出荷と同様に、各農産物の生産ほ場における評価を基本として、低い評価に合わせた表示を行うこととしてください。

（3）算定結果の農林水産省への報告

ラベル表示する場合には、情報を入力し、実際に等級ラベル表示に使用する簡易算定シートを農林水産省まで報告してください（報告先メールアドレス：mieruka_houkoku@maff.go.jp）。農林水産省への報告は、ラベル表示する農産物について算定した農業者等が行ってください。なお、小売事業者等が、すでに農林水産省に報告済みの算定結果に基づいてラベル表示を行う場合には、改めて農林水産省に報告する必要はありません。

シートの入力項目は以下の情報を含みます。

- ・入力データ、算定結果、及び算定結果に基づく等級
- ・農業者の氏名、住所、電話番号、及びメールアドレス

団体にあつては、団体の名称、代表者名または担当部署名、所在地、電話番号、及びメールアドレス

- ・品目名、品種名（任意）及び栽培面積¹²
- ・収穫量¹³

報告いただいた情報の利用目的と公開の範囲は以下のとおりです。

- ・報告いただいた情報は、ラベル表示とその算定根拠とのトレーサビリティ確保の観点から、報告いただいた算定結果に対して登録番号¹⁴を付与するために使用します。
- ・登録番号と品目名（及び該当する場合、品種名）は農林水産省のホームページで公表します。生産地（都道府県）及び農業者／団体の名称は、簡易算定シート上のチェック項目により公表の希望があらかじめ確認された場合、農林水産省のホームページで公表します。その他、全国や地域単位等で集計したデータを公表することがある（農林水産省が個別の情報がわかる形での情報の公開を希望する場合には、許可をいただいた上で、公表します。）ほか、今後の政策立案及びガイドラインの推進や改定にあたり参考とします。
- ・提出いただいた情報や算定結果に関して確認を要する場合など、ご連絡が必要な場合には連絡先情報（氏名、住所、電話番号及びメールアドレス、団体によっては団体の名称、代表者名または担当部署名、所在地、電話番号及びメールアドレス）を利用します。
- ・情報の取扱いについて、詳しくは別記2「プライバシーポリシー」をご参照ください。

なお、「4. 信頼確保に向けた取組」における「(1) 情報の検証と改善指導」に基づき、算定結果の根拠資料の提供をお願いする場合があります。

(4) ラベル表示

①ラベルの取扱い

等級ラベルは、本ガイドラインに従って等級が確定し、(3)に従って報告し、登録番号が付与された農産物等にものみ使用が可能です。ラベルの使用に関する一切の権利は農林水産省に帰属します。また、ラベルは無償で使用することができます。

本ガイドラインに基づく等級ラベルのデザインや色等は、別記1の「ラベルデザイン使用ルール」に従ってください。

②ラベル表示の形

ラベルを貼付・印刷することが可能な場所は以下のとおりです（実際に等級の閾値を超えた農産物を扱う場合に限る）。

- ・商品：農産物（本体）、パッケージ 等
- ・店頭：値札、ポスター、POP、屋外用のぼり旗、メニュー（レストラン・外食）等

¹² 栽培面積はのべ栽培面積です。例えば1年間に同じ土地で複数回作付けを行う場合、栽培面積は各作付けの実際の面積を足し上げたものになります。

¹³ 収穫量情報がない場合は出荷量で代替可

¹⁴ あくまで、ラベル表示とその算定根拠のトレーサビリティを確保するための登録番号の付与であって、農林水産省が確定した等級を含む算定結果に対し、信頼性・妥当性を担保するものではありません。登録番号のラベルへの併記については3(4)⑤をご参照ください。

・その他：ホームページ、チラシ 等

情報開示が必要となる場合もありますので、ラベル表示をする前に、算定結果の保管、算定結果の入手経路の確認を実施しましょう（情報開示の仕組みについては、3（3）をご覧ください）。

③ラベル表示可能な対象範囲

温室効果ガス簡易算定シートの対象は、1次産品（農産物）ですが、当該1次産品を「主な原材料」¹⁵とする加工食品等に対してラベルを使用することも可能です。

ラベル表示可能な食品例：

- ・ 1次産品であるトマトをそのまま販売
- ・ 1次産品が米の場合、おにぎりや米菓等への表示
- ・ 1次産品が野菜の場合、ミックスサラダ、野菜スープ等への表示
- ・ 1次産品が果実の場合、ジュース、ジャム等への表示
- ・ レストラン、食堂、喫茶店等の外食事業者が提供する調理食品への表示

ただし、加工食品等に対しては「この〇〇（加工食品名）に使用されている□□（「主な原材料」である1次産品名）は温室効果ガス削減貢献の取組により栽培されたものです」などの記載とともにラベルを表示することとし、加工や調理のプロセスを含めた加工食品自体が評価を受けたものとの誤認を与えないようにする必要があります。

④ラベル表示に併記可能な情報

農林水産省が発行した登録番号（3（3））をラベルに併記することが可能です。誤認を避けるため、ラベルの直下に配置することが推奨されます。

等級ラベルを表示する際には、以下のような記述を併記することも可能です。ただし、複数年にわたり等級を複数回取得し、その事実を記述する場合には、前作の収穫終了後から当該作の収穫終了までの1年間に取得された等級（最新の等級）と同じ等級のみを記述できることとします。

- ・ ○年連続1つ★取得
- ・ ○年、○年、○年に★を取得
- ・ ○年に1つ★を取得した□□を使用
- ・ □□生産段階における温室効果ガスの排出削減に貢献
- ・ □□生産段階における生物多様性保全に貢献

また、等級ラベル表示に用いるGHGの削減貢献率に貢献したGHG低減技術や生物多様性保全の取組について等級ラベル表示に併記する場合は、例えば、以下のように記述することができます。

¹⁵ 見える化における加工食品の「主な原材料」とは、当該原料の内、等級ラベル表示の対象となる原材料が、当該原材料の全量に対して社会通念上「主な」と捉えられる範囲に含まれているものをいいます。なお、実際にラベル表示する場合には、使用割合を明示（例：このジャムに使用されているりんごの80%）するなど消費者が誤認しないよう留意してラベル表示する必要があります。

- ・堆肥の施用により温室効果ガスの削減に貢献
- ・バイオ炭の農地施用などにより温室効果ガスの削減に貢献
- ・中干し期間の延長などにより温室効果ガス削減に貢献しながら栽培された米です
- ・コウノトリの保全のため冬期湛水に取り組んでいます

ただし、環境負荷低減に直接寄与していないと考えられる取組をあたかも環境負荷低減に寄与したと誤認させる表示を行うことはできません（例：簡易算定シート上に記入していない取組や、GHG 削減に貢献していない取組）。

また、化学農薬・化学肥料低減・不使用の取組については、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、適切に表示する必要があります。

（５）付与した等級の適用とデータ保管期間

①付与した等級の適用

等級は1年間の生産活動による環境負荷に基づき付与され、原則として前作の収穫終了後から当該作の収穫終了までの1年間に生産された製品に対して適用されます。例外の規定については3（１）⑦を参照ください。

②データ保管期間

簡易算定シートで計算した際には、入力済みの簡易算定シート及び入力データの根拠となる情報を逐次保管し、必要に応じて確認できるようにしてください。保管方法は、紙媒体、電子媒体のいずれの方法でも構いません。保管期間は、当該データを用いてラベルを付与する農産物の翌生産年度から起算して3年間保存しましょう。ただし、「〇年連続取得」や「〇年、〇年、〇年に取得」など、過去の取得についてラベルに併記する場合には、併記対象の年度の等級の根拠となる資料も保管されている必要があります。

（６）農業者等によるデータの信頼性および取組の透明性確保

①データの信頼性

GHG 排出量の算定にあたっては、合理的な努力の範囲で正確なデータを用いることが重要です。このため、データの品質を確保する仕組みを構築する必要があります。

具体的には、(i)体制の整備（プロセス品質の向上）と(ii)個々のデータチェック（結果品質の向上）の二つのアプローチを実施することでデータの品質向上が期待されます。

(i)体制の整備

データの漏れや不十分な確認等をなくすためには、データを正確に収集・入力する方法を確立し、そのための体制を整備することが有効です。

具体的には以下のようなことを実施することが望ましいと言えます。

- ・責任者や担当者の選定：「3. 環境負荷低減の取組の評価と等級ラベル表示の手順」に記載の必要な業務を把握し、業務ごとに担当者を定める。
- ・チェック体制の整備：収集・入力したデータを決められた担当者が必ず確認・記録・保

存するような仕組みを構築する。誰がいつ何をするかを定め、誰でも取組を実施できるようなマニュアルや手順書等を作成し、必要な作業を可視化する。

- ・教育・研修：業務マニュアルや排出量算定・報告に関する知識等を取組主体において継続的に普及する。

体制の整備の度合いは、ご自分の経営規模や収穫量等に応じて適宜判断してください。

(ii) データのチェック

データの信頼性を確保するためには、体制の整備だけでなくデータそのものをチェックすることが必要となります。このようなチェックに際しての留意点としては、例えば以下のような方法が挙げられます。

- ・算定する項目の単位を確認（単位面積当たり（10a）、単位収穫量当たり（10kg）、使用量（kg、L、円）等）
- ・以下のような観点から、実際の生産活動と照らし合わせて算定結果に違和感がないかチェック
 - －他の関係データとの比較（時間当たり燃料消費量、燃料消費量当たりの生産量など）
 - －経年的なデータ変化（平年と同じ収穫量や資材投入量なのに、いつも以上に排出量が大きくないかなど）
 - －標準値との比較（標準的な量の資材を投入しているはずなのに、算定した排出量の数値が標準排出量と比較して極端に大きく／小さくないかなど）
- ・代表性のあるデータを取得しているか 等

②取組の透明性

透明性を確保するためには、算定結果及びその根拠となるデータに関する外部からの照会に対して、見える化を実施する農業者自らが、栽培管理記録等を基に、算定結果について説明できるようにしておくことが重要です。また、取組について可能な範囲でホームページ等を通じて公表することも推奨されます。

(7) 取組者へのサポート体制

農林水産省は本ガイドラインや「簡易算定シート」、「簡易操作マニュアル」の改定や充実等により算定やラベル表示等を行う取組者を支援しています。ご不明点があれば、お近くの地方農政局等・地域拠点等までご連絡ください。

4. 信頼確保に向けた取組

(1) 情報の検証及び改善指導

農林水産省は、報告された情報に疑義がある場合、農業者等に対し算定結果の根拠となったデータの提供を求めます。提供されたデータを検証した結果、等級ラベル表示に不備等があれば、所要の改善指導を行います。

(2) 不当表示に対する対処

我が国では、景品表示法第5条第1号において、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について、実際のもよりも又は事実に相違して競争業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す不当な表示を禁止しており、本ガイドラインにおける表示も規制の対象となっています。また、消費者庁は、同法第7条第2項により、優良誤認表示に該当するか否かを判断するために、当該表示を行う事業者に対して、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができ、これに応じない場合や提出された資料が合理的な根拠と認められない場合は、当該事業者に対して、行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な措置を命じることができます。本ガイドラインに基づく表示を行う際には、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠に基づいて適切に行う必要があります。

不当景品類及び不当表示防止法

(不当な表示の禁止)

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のもよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

第二節 措置命令

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

(引用：「不当景品類及び不当表示防止法 昭和 37 年法律第 134 号」)

ラベルデザイン使用ルール

農林水産省

ラベルの使用者はこの使用ルールを参考に
「明確な視認性」と「忠実な再現性」を厳守してください。

農林水産省

本資料中の商標は商標出願中です。

01 ラベル

ラベルのデータは、変形・加工せず、そのまま使用することを原則とします。

必ず農林水産省から提供したデータを使用してください。

使用媒体でカラー表示が不可の場合、グレースケールが使用できます。

- ・ 4色表示（一例）



- ・ グレースケール（一例）



- ・ 白黒（一例）



02 ラベルの種類

ラベルは、4色表示、グレースケール、白黒の中から、「農産物の環境負荷低減に関するラベル表示運用ガイドライン」に従い、決定された等級のものを使用してください。

・ 4色表示



・ グレースケール



・白黒



03 カラー表示（4色表示、グレースケール、白黒）

ラベルは4色表示、グレー、白黒のいずれかの表示が可能です。
それぞれ、以下に示す色を使用してください。

・4色表示



●	CMYK	100 0 0 0		RGB	0 160 233		HEX	#00a0e9
●	CMYK	100 90 0 0		RGB	11 49 143		HEX	#0b318f
●	CMYK	100 0 100 0		RGB	111 186 44		HEX	#6fba2c
●	CMYK	100 60 100 0		RGB	0 94 60		HEX	#005e3c
●	CMYK	0 15 50 0		RGB	254 223 143		HEX	#fedf8f
●	CMYK	20 50 100 0		RGB	209 142 4		HEX	#d18e04
■	CMYK	0 0 0 0		RGB	255 255 255		HEX	#ffffff

・グレースケール



●	CMYK	0 0 0 100		RGB	30 30 30		HEX	#1e1e1e
●	CMYK	0 0 0 65		RGB	120 120 120		HEX	#787878
●	CMYK	0 0 0 15		RGB	222 222 222		HEX	#dedede
●	CMYK	0 0 0 50		RGB	128 128 128		HEX	#808080
■	CMYK	0 0 0 0		RGB	255 255 255		HEX	#ffffff

・白黒



● CMYK 0 0 0 100 | RGB 0 0 0 | HEX #000000
● CMYK 0 0 0 0 | RGB 255 255 255 | HEX #ffffff

04 最小表示サイズ

最小サイズには制限はありませんが、
印刷物等において文字要素の可読性が十分に確保できるサイズで
表示してください。



05 ラベル登録番号の併記

ラベルにあわせて、登録番号を表示することもできます（本文 P22）。

登録番号は、消費者が認識しやすい位置であれば、必ずしもラベルの近傍でなくて構いません。

- ・ ラベル登録番号の表示例



登録番号：2024-BBCC-0000



登録番号：2024-BBCC-0000



06 禁止事項

ラベルの一貫性を保ち、取組の知名度を向上していくために、認められていない色、形での表示・変更を行わないよう、禁止例を参考に使用してください。

- ・「農林水産省公認」、「日本政府公認」等、誤解を与える可能性がある文言を添えない

農林水産省公認



農林水産省公認



- ・農林水産省のロゴと一緒に使用しない



農林水産省



農林水産省

- ・拡張したり、押しつぶしたり、歪めたりしない

